

## 第4章 施策の展開



### 第1節 地域支援体制の機能強化

#### 1 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて中心的な役割を果たす機関です。

これまでに、介護予防センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、在宅医療・介護連携支援センター、生活支援コーディネーター、成年後見支援センターを整備し、地域包括ケアシステムの構築を進めてきており、これらの関係機関と連携して対応できる体制を構築し、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域包括支援センターは5つの日常生活圏域ごとに設置しており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置しています。

今後も千歳市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例に従い、適切な人員の配置を行っていきます。

千歳市の地域包括支援センター

名称 (主な担当地区)	職員数	内訳			
		主任介護 支援専門員	保健師	社会福祉士	プランナー 等
西区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
東区地域包括支援センター	4人	1人	1人	2人	-
北区地域包括支援センター	5人	1人	1人	1人	2人
南区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
向陽台区地域包括支援センター	3人	1人	1人	1人	-

※令和5年10月現在

※条例に基づき「主任介護支援専門員」「保健師」「社会福祉士」の3職種は市で配置しています。

※プランナー等とは、3職種以外に配置されている、介護予防プラン等を専門に担当する職員で、受託法人の判断により配置しています。

### (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

高齢者やその家族、地域の関係者、医療関係者、介護サービス事業者などからの様々な相談に対応し、市民に身近な相談拠点として、また、介護・福祉・医療等の関係者からの相談機関として、相談体制の充実を図ります。

### (2) 権利擁護業務

認知症や虐待事例など専門的な支援を必要とする相談が増加しています。認知症地域支援推進員や千歳市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、権利侵害の予防や防止の支援を専門的に行い、高齢者が地域において尊厳ある暮らしを維持できるよう必要な支援を行います。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、高齢者やその家族に包括的・継続的に支援していくことができるよう、ケアマネジャーへの支援を行います。

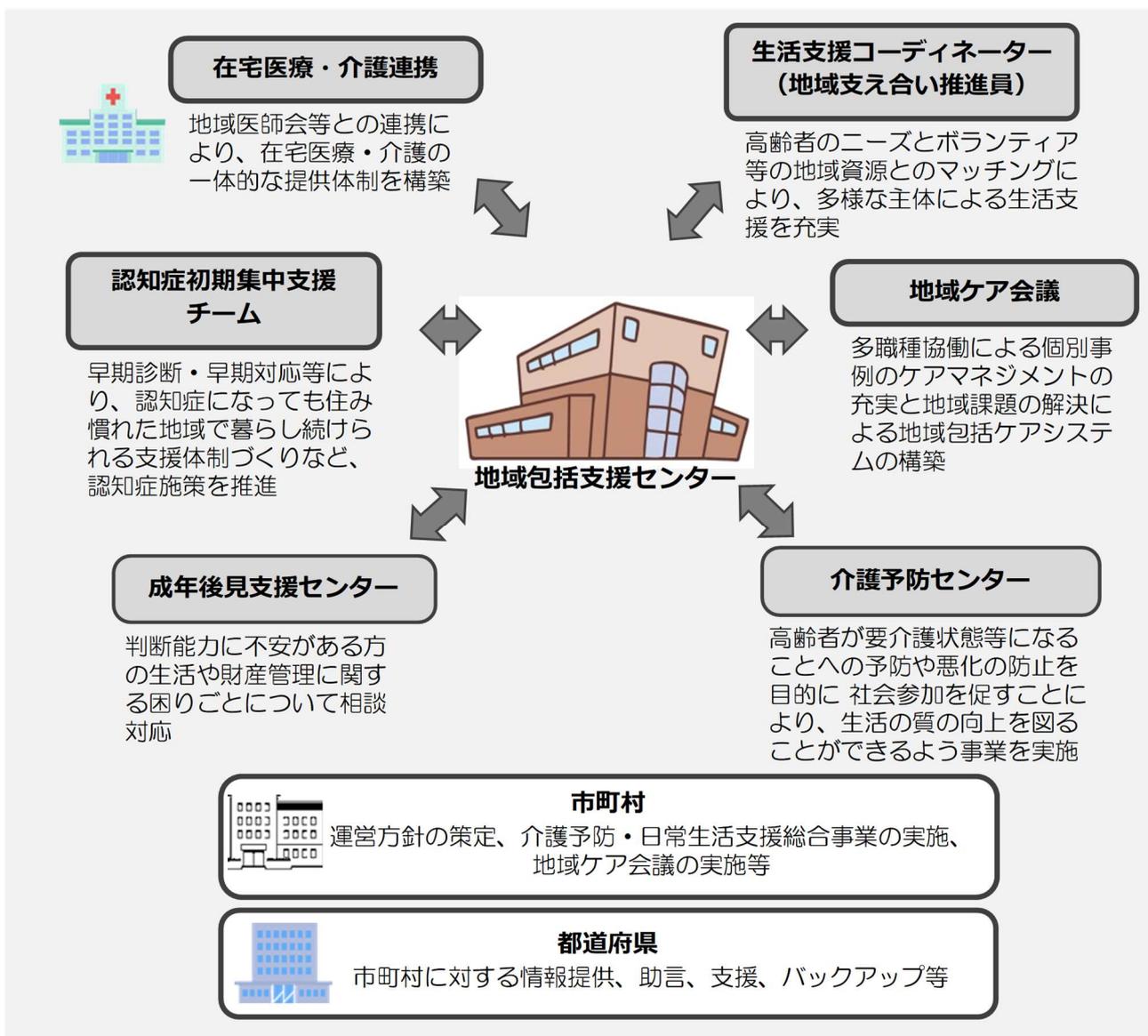
また、市内の主任介護支援専門員の協力を得ながら、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修会等の取組を行っていきます。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント業務

基本チェックリスト該当者等の介護予防・日常生活支援総合事業利用者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
地域包括支援センターの相談受付件数	5,168件	5,985件	6,640件

図表 4-1-1 地域包括支援センターの機能強化（イメージ図）



## 2 地域ケア会議の充実

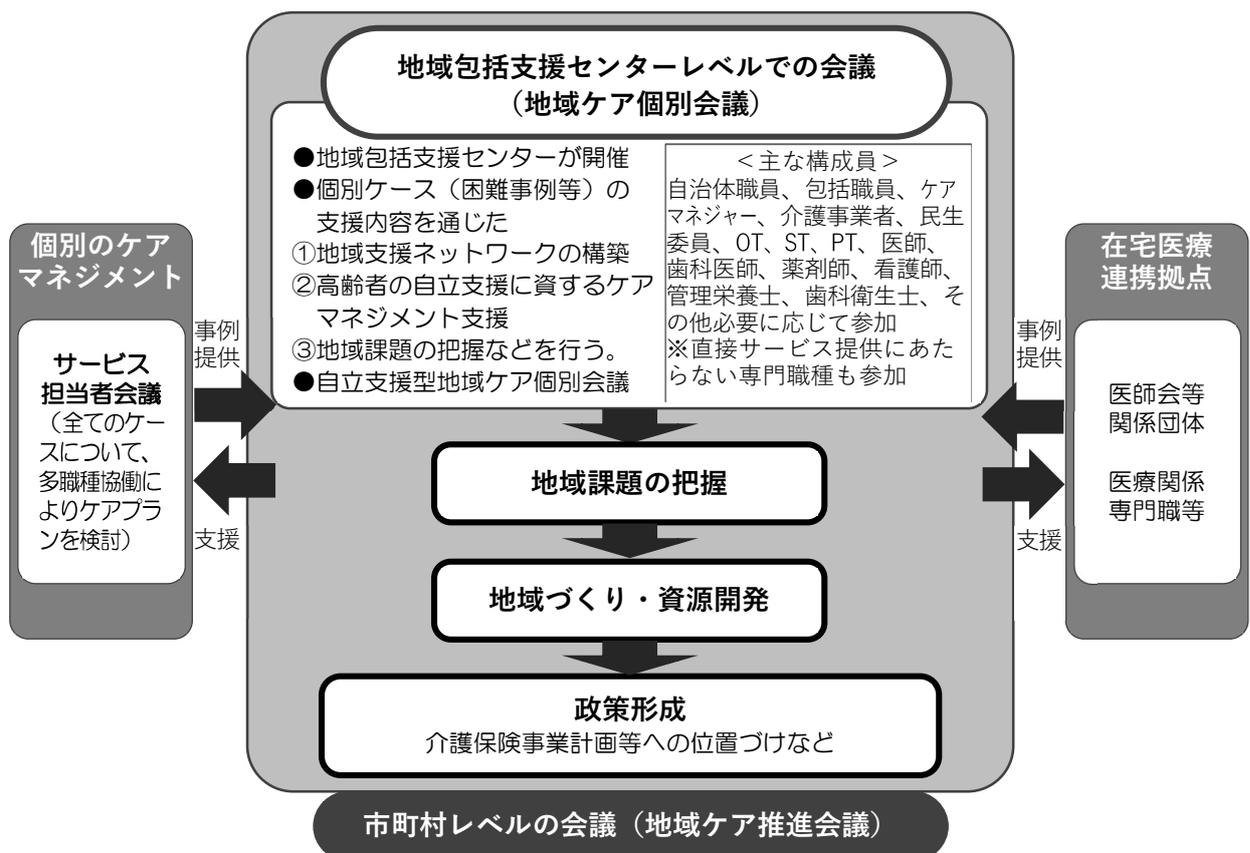
### (1) 地域ケア会議の充実

地域の共通する課題に対し、地域包括支援センターが地域ケア会議を開催することにより、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職のほか、介護サービス事業者などの関係者が協働して解決に向け検討を行います。

また、そのノウハウの蓄積や課題を共有し、ネットワークづくりや地域づくり、地域資源の開発、政策形成等につなげる等、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け地域ケア会議の充実に努めます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
地域ケア会議の実施回数	16回	21回	36回

図表 4-1-2 地域ケア会議の構造



### 3 相談及び広報体制等の整備

---

#### (1) 相談体制

地域包括支援センターや介護予防センターでは、高齢者の相談に対応する社会福祉士等の専門職を配置しており、高齢者の総合相談窓口としての機能を果たしてまいります。

認知症疾患医療センターと千歳市北区地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員を配置しており、増加する認知症高齢者に対応する相談のほか、生活支援コーディネーターが関わり地域で運営している「ちょこっと茶屋」「いぶすき茶屋」「げんき茶屋」などでは、地域包括支援センター職員や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターが日常生活上の困りごとに関する相談などを受けており、身近な場所でも相談が受けられる体制構築を進めてまいります。

また、こころの不調の相談に対しては、一人で悩みを抱え込まないよう専門の相談先の周知を行います。

さらに、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「重層的支援体制」の構築について、関係部署との連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を目指します。

#### (2) 広報体制

高齢者に関する保健・医療・福祉及び介護保険について、市民が必要とする情報を広報ちとせや市のホームページ、市公式 SNS などを通じて積極的に提供します。

また、市役所窓口や地域包括支援センター及び各種相談窓口において、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」を提供し、介護保険制度の理解を深めていただくとともに、市の高齢者施策の普及を図ります。

## 第2節 介護予防・健康づくりの推進



### 1 自立支援・介護予防の推進

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様な生活支援ニーズに、よりきめ細やかに対応するため、既存の介護サービス事業者や住民等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者に加えて生活機能の状態を調べる基本チェックリストを受けた結果、生活機能の低下がみられた方を対象に、訪問型サービスや通所型サービスと併せてその他の生活支援サービスを実施することとなります。

訪問型サービスや通所型サービスでは、旧介護予防給付相当の訪問介護及び通所介護に加えて、身体介護を含まないサービスに限定した訪問型サービス A 及び通所型サービス A を設定しています。

また、その他の生活支援サービスでは、見守りや配食のほか、千歳市社会福祉協議会が「暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと）」などの高齢者の日常生活を支援するサービスを実施しており、今後も生活支援体制の充実に努めます。

#### (2) 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防・生活支援サービス事業では、従来の地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせ実施することとなります。要支援認定者となる高齢者の状態や環境等に応じてふさわしいサービスが選択できるようケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援します。

#### (3) 認知症予防の推進

認知症高齢者は令和7年度には全国で700万人を超えると推計され、その後も増加すると見込まれており、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」認知症予防を推進することが重要とされています。

「適度な運動」、「バランスの取れた食事」、「社会活動への参加」が認知症予防に効果があると言われていることから、既に実施している「介護予防事業」のほか、「高齢者の栄養ケアのサポートを目的とした事業」や聴こえ難さの問題を抱える方の「社会参加につながる事業」について検討します。

## 2 健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた事業を推進します。

市では、介護予防を推進するため、平成26年4月に千歳市しあわせサポートセンター内に千歳市介護予防センターを設置し、作業療法士等の専門職が地域に出向いて介護予防教室を実施するほか、地域住民等が自主的に介護予防につながる活動を継続的に行う仕組みづくりを進めています。

介護予防の基本的な知識等の普及啓発を行うことで、介護予防の大切さを広めるとともに、高齢者が日常生活の中で自主的に取り組むことが可能ないきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、ノルディックウォーキング等の運動の普及を積極的に進めていきます。

また、介護予防における地域活動の担い手として、介護予防リーダーの養成を行うとともに、各地域で行われる自主的な介護予防活動を支援します。

### (1) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室や認知症サポーター養成講座などを通して、介護予防知識の向上に努めます。また、広報ちとせや出前講座、ノルディックウォーキング体験イベントなどを通じて介護予防の普及啓発に努めます。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防イベントや出前講座の実施回数	17回	31回	40回	40回	40回	40回
介護予防教室の実施回数	63回	117回	120回	120回	120回	120回
ノルディックウォーキングポールの貸出件数	5,585件	5,537件	5,500件	5,500件	5,500件	5,500件
認知症サポーター累計人数	7,313人	7,727人	8,127人	8,527人	8,927人	9,327人

## (2) 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業、介護予防サロン事業、きずなポイント事業等を実施し、高齢者の心身機能の向上や社会参加等にバランス良く働きかけます。

また、高齢者の主体的な活動を促し、人々との交流の場や通いの場づくりなどで、共生する地域づくりの一環となるよう努めます。

### ① 地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な活動を支援することで、心身機能の向上、やりがい、社会参加等の創出を行い、地域での介護予防活動を推進します。

### ② 介護予防サロン事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、町内会等の地域単位で自主的に行う介護予防活動を支援し、元気な高齢者を増やすための仕組みづくりを目指します。

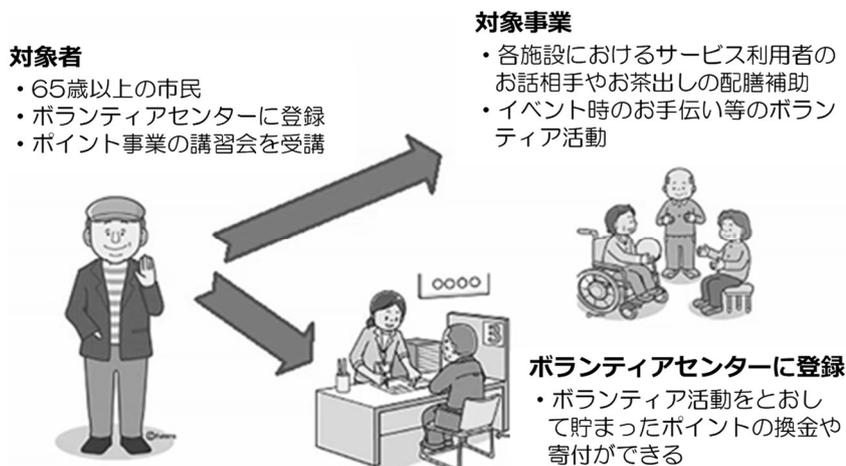
市が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した介護予防リーダーが、地域に住む高齢者に対して、市が指定する介護予防活動を行った場合に助成を行っています。

③ きずなポイント事業

きずなポイント事業の受け入れ施設として登録している高齢者施設及び子育て支援施設等において、高齢者がボランティアとして介護支援や子育て支援を行った場合にポイントを付与します。そのポイントを還元することにより、高齢者の地域貢献を積極的に奨励・支援し、本人の健康増進や社会参加活動を通しての介護予防の効果が期待できるため、元気な高齢者の知識や経験を生かしながら、生きがいづくりを促進する仕組みを構築するとともに、高齢者がボランティア活動を始めるきっかけづくりとして事業を実施していきます。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防リーダー 累計人数	345人	357人	372人	387人	402人	417人
介護予防サロンの 実施回数	817回	1,296回	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回
きずなポイント事業 登録者数	201人	179人	160人	170人	180人	190人
地域介護予防活動の 助成金交付件数	19件	19件	20件	21件	22件	23件

図表 4-2-1 きずなポイント事業の流れ



出典：千歳市社会福祉協議会

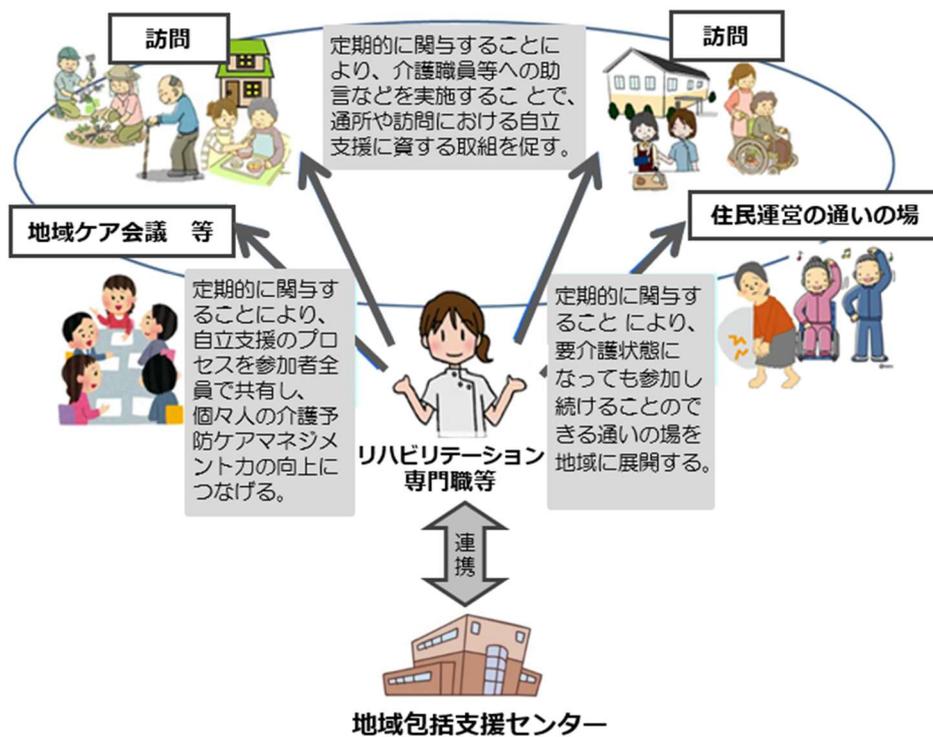
### (3) 地域リハビリテーション活動支援事業

通所介護事業所への支援、地域ケア会議への参加、任意団体への支援など、地域における介護予防の取組にリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

また、高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、リハビリテーション専門職の立場から住宅改修等の助言を行います。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動への支援件数	13件	1件	5件	10件	10件	10件

図表 4-2-2 地域リハビリテーション活動支援事業の概要



出典：厚生労働省老健局資料



### 第3節 医療・介護体制の充実

#### 1 介護保険サービス等の充実・強化

##### (1) 介護保険サービスの基盤整備

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、安定した介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、その充実を図ることが必要です。

介護保険サービスは、事業者からの申請により、北海道又は市が指定等を行った施設や事業者が提供します。

第8期計画では、市が指定することができる地域密着型サービスのうち、重点整備予定としていた認知症対応型共同生活介護4事業所（定員63名）、看護小規模多機能型居宅介護2事業所（定員58名）を指定し、介護保険サービスの基盤となる整備を進めました。

第9期計画では、「介護老人福祉施設」及び「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」について、重点的に整備を進め、介護保険サービスの提供体制を強化します。

図表 4-3-1 第9期計画 重点整備予定表

サービス名	事業所数	定員数
介護老人福祉施設	1	60名
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2	27名

なお、これ以外の「地域密着型サービス」について、事業者からの申請があった場合は、指定基準の有無や本計画の達成状況を踏まえて指定を行います。

## (2) 介護保険サービスの質的向上

### ① 介護給付等適正化事業

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取組が必要です。このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めます。

1) 要介護認定の適正化	要介護認定の基礎となる認定調査票及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検率	100%	100%	100%	
2) ケアプラン等の点検	i) 居宅介護支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげます。			
	ii) 住宅改修を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い施工状況を点検することにより不要な改修工事を排除し、給付の適正化につなげます。			
	iii) 福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不要な福祉用具の利用を排除し、給付の適正化につなげます。			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	10件	10件	10件	
研修会 開催回数	1回	1回	1回	
3) 医療情報との突合及び 縦覧点検	国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検率	100%	100%	100%	

### ② 情報提供体制

市民が必要とする介護情報について、広報ちとせや市のホームページのほか、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」等を作成し、市役所窓口のほか地域包括支援センター、介護サービス事業所等の身近な機関で情報入手ができるよう、情報提供体制の整備を図ります。

また、利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられており、その情報は北海道介護サービス情報公表センターのホームページにより公表されているため、利用者に対して積極的に周知を図ります。

## ③ 外部評価及び自己評価

介護サービス利用者が適正な情報を得ることができるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET（ワムネット）」で、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）について、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」が公開されています。これにより、介護保険サービス事業者の運営状況の把握と的確な情報提供に努めます。

## ④ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定・指導・監査

介護保険サービスについて、サービスの質を確保するため、市は、事業者に対して運営指導や必要に応じて監査を実施し、給付及び請求の内容など事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導するとともに、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、ケアの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

## ⑤ 苦情申立に対する対応

介護サービス利用者等からの苦情申し立てなどの相談体制については、本市の窓口で対応するほか、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を取りながら、利用者の支援を行い、問題の早期解決に努めます。

## ⑥ 介護職の知識・技術の向上

千歳市在宅医療・介護連携センターにおいて、医療と介護の連携を目的とした研修（ちとせの介護医療連携カレッジ）を開催しており、市内の経験のある専門職が講師となり、介護技術、摂食・嚥下障害ケア、相談援助、若手従事者キャリアアップ、労務管理・職場環境改善、在宅医療・在宅ケアなどのコースで職種に合った内容の研修となっています。これらの研修を活用し介護職の知識・技術の向上に努めます。

### (3) 介護保険サービスの低所得者対策

<各種制度等>

<p>●障がい者訪問介護支援措置</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定によるホームヘルプサービスの利用において、生活保護の境界層該当として定率負担額が0円となっている方のうち、介護保険制度における訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護等の利用への円滑な移行を図るため、訪問介護等に係る費用の負担軽減を図るものです。</p>
<p>●社会福祉法人等による利用者負担軽減の補助</p>
<p>低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の利用者負担を軽減するもので、社会福祉法人等に対する一部助成（補助）を実施します。</p>
<p>●生活福祉資金貸付制度(千歳市社会福祉協議会が実施)</p>
<p>日常生活上介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯及び低所得世帯を対象に、サービス利用料、介護保険料、施設サービス利用時の食事標準負担額等の経費の貸付を実施する制度です。</p>
<p>●受領委任払い</p>
<p>高額介護（介護予防）サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費について、サービス利用者の一時的な経済負担の軽減を図るため、利用者は自己負担額のみ支払い、残額については事業者が直接市から支払を受ける受領委任払いを実施するものです。</p>
<p>●高額介護(介護予防)サービス費</p>
<p>介護サービスの利用者が1か月に支払った1割負担分（住宅改修費等を除く）が一定の上限（負担限度額）を超えたとき、利用者の申請により高額介護サービス費として超えた分が払戻されます。</p>
<p>●高額医療合算介護(介護予防)サービス費</p>
<p>平成20年4月からの後期高齢者医療制度創設に伴い、医療費と介護保険サービスの自己負担額が著しく高額となった場合、利用者の申請に基づき、一定の自己負担額を超える部分について払戻されます。</p>
<p>●特定入所者介護(介護予防)サービス費</p>
<p>介護保険施設の入所者や短期入所サービスを利用する方のうち市民税非課税世帯の利用者について、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を補助します。</p>

## 2 在宅医療・介護連携の推進

### (1) 医療と介護の一体的な提供に向けた取組

#### ① 地域の医療・介護の資源の把握

市内の医療機関・介護事業所のマップやパンフレット等の資源リストの活用や、ケアマネジャー等が必要とする介護保険事業所等の詳細な情報を把握し、リスト化してパンフレットやホームページに掲載するなどの取組を行います。

#### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会を中心とした医療職・介護職などの多職種の協力を得ながら、在宅医療・介護連携の課題の抽出やその解決方法等について協議を行います。

#### ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

研修時のグループワークやレクリエーション等の実施により、多職種の「顔の見える関係」を構築するなど、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に向けた取組を進めていきます。

#### ④ 地域住民への普及啓発

在宅での看取りなどをはじめとした在宅医療と介護の連携について、地域連携フォーラム、在宅医療をテーマにした映画上映会、出前講座などにより地域住民への普及啓発に努めます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
普及啓発イベント等の実施回数	17回	14回	20回

## (2) 在宅医療・介護の連携体制整備

### ① 医療・介護関係者の情報共有の支援

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療機関とケアマネジャーが情報を共有するための共通様式を作成し、市内居宅介護支援事業所に配布するとともに、医療機関にも周知を行っています。

多くの居宅介護支援事業所において共通様式の利用等により、医療機関との情報の共有が図られるよう推進していきます。

### ② 在宅医療・介護連携に関する相談支援

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者等からの連携に係る相談の受付及び情報提供を行います。

### ③ 医療・介護関係者の研修

千歳市在宅医療・介護連携支援センターでは、「ちとせの介護医療連携カレッジ」を開設し、「摂食・嚥下障害ケア」、「相談援助・マネジメント」、「労務管理・職場環境改善」、「在宅医療・在宅ケア」の研修を実施するなど、医療・介護関係者などの多職種を対象とした様々な研修を実施しています。

今後も「顔の見える関係」の構築や多職種のスキルアップを目指した様々な研修を実施していきます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
在宅医療・介護連携に関する相談支援件数	86回	76回	132回
医療・介護関係者の研修等実施回数	20回	24回	20回

## (3) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

千歳市在宅医療・介護連携支援センターでは、情報交換や共同事業の実施を目的に、恵庭市在宅医療・介護連携支援センターと定期的に会議を実施しています。

今後も近隣自治体との意見交換や、共同イベントの開催などを実施していきます。

### 3 介護人材の確保・資質向上及び事業者支援

#### (1) 介護人材の確保・育成

特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会が中心となり、介護・医療分野に特化した就職相談会を実施することで、介護人材の確保に努めており、継続して実施できるように支援していきます。

介護人材の育成については、資格取得支援や千歳市在宅医療・介護連携支援センターで実施する「ちとせの介護医療連携カレッジ」において、専門職のスキルアップを目指した多様な内容の研修会を開催していきます。

また、介護施設等への職業あっせん事業の展開や離職者防止のための WEB セミナーなど、長期的な視点に立った対策を行います。

##### ① 就職相談会

ハローワークや市内事業所と連携して就職相談会を開催し、求職者のニーズに合った職場選択や、キャリアアップなどについての相談体制を整えます。

##### ② 無料職業紹介事業

求職者が長期的に医療や介護職として就労できるように、就職先との適切なマッチング、就職前後のキャリアコンサルティング等を実施します。

##### ③ 人材育成事業

「介護職員初任者研修」、「介護福祉士受験対策講座」、「介護支援専門員受験対策講座」などの資格取得支援のほか、千歳市在宅医療・介護連携支援センターで実施する「ちとせの介護医療連携カレッジ」では、若手従事者を対象とした研修や専門職を対象とした多様な内容の研修会を継続して実施します。

##### ④ 職場環境改善支援

市内事業所の職員採用や離職防止に関する相談支援を実施します。また、市内事業所のリーダー、マネージャー向けの研修会、情報交換会を実施し、職場環境の改善を支援します。

##### ⑤ 介護のしごと魅力アップ推進事業

小中学校等における「福祉体験事業の開催」や介護の技術や知識を競う「介護グランプリの開催」のほか、市内事業者を PR するための動画を作成し、インターネット上で公開することや、SNS の活用、お仕事マップの作成などを行い、事業所 PR 活動の支援を行います。

## ⑥ 外国人労働者の受入れ支援

国や北海道からの情報や受入れ実績のある事業者の情報を提供するなどの支援を行います。

## (2) 介護 DX の推進

少子高齢化による社会福祉費用の増大や介護人材不足が深刻な問題となる中、今後も将来にわたって持続可能な社会を実現するため、介護職員等の業務負担の軽減やサービスの質の向上を目指して、ICT やセンサー、パワーアシストなどの介護ロボット等の積極的な導入による介護現場の生産性向上が必要となっています。

介護事業所における ICT や介護ロボットの導入については、導入等に要する費用や、事業者の介護 DX に対する理解が進んでいないなどの課題があることから、課題の解消に向け、導入費用に対する補助金等の情報提供のほか、事業者等を対象に研修会を開催するなど、各事業所において介護 DX が円滑に進むよう介護事業者を支援します。

このほか、国は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類の提出を実現させるため、介護サービス情報公表システム内において、電子申請・届出システム利用の実現を目指しています。電子申請・届出システムを利用することで、事業所の文書作成負担を軽減させることが可能となることから、市は、電子申請・届出システムの利用の運用開始に向けて、関係規則の整備や運用フローの作成を行い、各事業所が速やかに開始できるよう支援します。

また、介護職員の負担軽減を図り質の高い介護サービスの提供につなげるため、ICT を活用した多職種間において情報を共有するシステムの導入を目指します。

## 第4節 支え合いの地域づくりの推進



### 1 生活支援体制整備の推進

#### (1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

交流サロンや見守り、生活支援や外出支援等、高齢者の日常生活支援の提供体制の構築のために、千歳市社会福祉協議会に業務を委託し、第1層生活支援コーディネーター及び第2層生活支援コーディネーターを5名配置しています。生活支援コーディネーターは地域支え合い推進員とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役になります。

社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた福祉サービスの開発と育成や、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域においての支援に関するニーズと取組みのマッチングを行います。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
交流サロン等実施回数	32回	64回	72回

#### (2) 協議体

5か所の日常生活圏域ごとに、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、介護サービス事業者、町内会、民生委員等が構成員として第2層協議体を設置しています。地域における介護予防・生活支援サービスに係る関係者のネットワーク化や地域の情報共有、協働により日常生活圏域ごとの実情にあった資源開発を進めていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターが中心となり、市全域を対象とする第1層協議体として、各圏域での好事例等を紹介する場の開催や生活支援体制整備事業の周知・啓発等を組織的に支援します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
協議体の実施回数	0回	0回	5回

図表 4-4-1 生活支援コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ



### (3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び養成

「暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）協力者養成講座」、「認知症サポーター養成講座」、「きずなポイント事業参加登録者の促進」等により、高齢者の生活を支援する担い手の養成を行います。

## 2 家族介護者等への支援

### (1) 家族介護者等への相談支援

家族介護等への相談支援については、地域包括支援センターがその役割を担っており、介護が必要な方を支援しながら家族の支援も行います。また、認知症の人の家族介護に対しては、地域包括支援センターに加え、認知症地域支援推進員による相談支援や認知症の家族会である千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）を紹介するなどの支援を行います。

ケアラーや8050問題など、複合・複雑化したニーズに対して、関係部署・関係機関との連携を強化することで、行政の垣根を超えた支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業の実施に向け検討を行います。

### (2) 家族介護用品支給事業

非課税世帯で要介護4又は5の状態にある方を在宅で介護している同居の親族に対し、その経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品の購入助成を行います。

### 3 生きがいつくりと社会参加の促進

---

#### (1) 高齢者福祉サービス利用券助成事業

高齢者の方の積極的な社会参加を促進するとともに、閉じこもりや寝たきりなどの防止を図るため、7月1日現在において市内に引き続き6か月以上居住し、市民税が非課税となる満75歳以上の高齢者の方を対象に、1人につき、1枚当たり100円の福祉サービス利用券を100枚支給します。

この利用券は、あらかじめ登録されたバス、タクシー（ハイヤー）、公衆浴場、温泉、理容、美容、あんま・マッサージ、はり、きゅうで使用することができるものです。

今後も、高齢者の積極的な社会参加を促せるよう継続して事業を実施します。

#### (2) 敬老祝金贈呈事業

毎年9月15日現在において、市内に6か月以上引き続き居住し、かつ、住所を有している満100歳の方の長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらうため、祝金を贈呈します。

#### (3) 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かなものにするとともに、知識と経験を生かして社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主的団体です。この円滑な活動を支援し、高齢者の健康増進及び社会参加を促すことを目的として、千歳市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに補助金を交付します。

また、令和5年度からは、市と千歳市老人クラブ連合会が共同で老人福祉大会を開催しており、今後も高齢者の地域社会への参加の促進と生きがい活動の一助となるよう継続して開催します。

第5節 認知症施策の推進



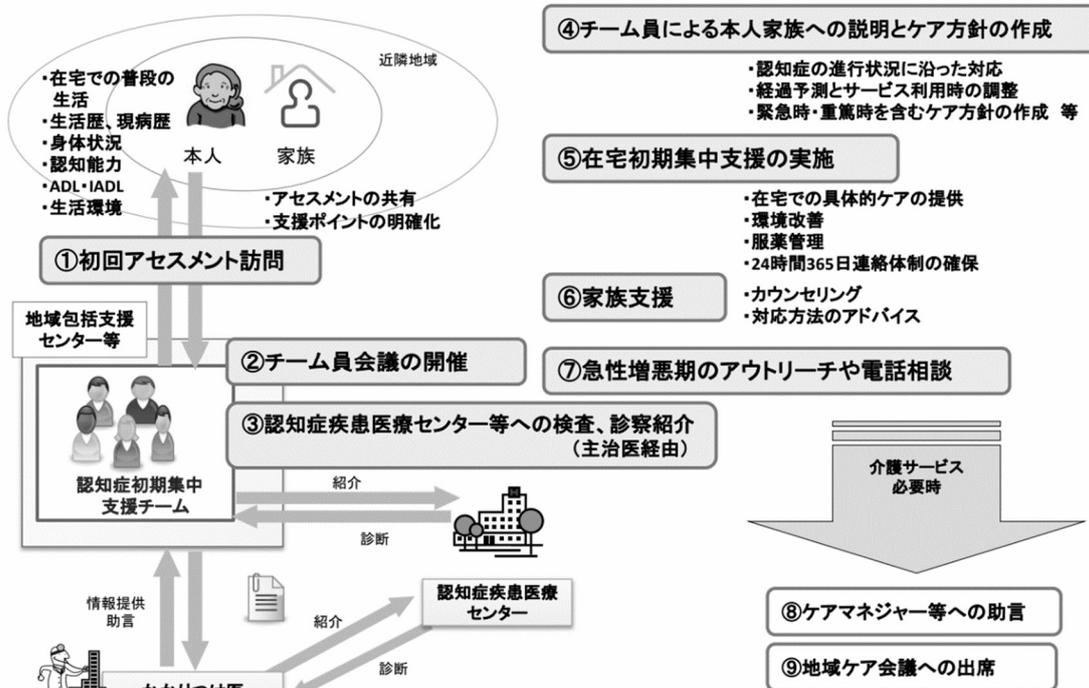
1 早期発見・早期対応の推進

(1) 認知症初期集中支援チーム

対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動、心理症状等が生じてから、医療機関を受診している例が多く見られます。認知症初期集中支援チームは、初期の段階から医療と介護の複数の専門職がチームとして認知症が疑われる高齢者やその家族を訪問し、その症状にあった対応のアドバイスをします。また、医療や介護サービスにつながっていない場合には、必要に応じて支援を行う等の早期発見・早期対応の体制を推進します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
相談受付件数	27件	24件	24件
支援依頼件数	9件	4件	12件

図表 4-5-1 認知症初期集中支援チームの概念図



出典：厚生労働省老健局資料

## (2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の総合的な推進役として「①医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「②関係機関と連携した事業の企画・調整」、「③相談支援・支援体制構築」を行います。

市では2名の専門職を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）、絆の会（地域密着型事業所の職能団体）、千歳市在宅医療・介護連携支援センター、千歳市介護予防センター等の関係機関と連携し、認知症の高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心・安全に過ごすことができるための事業を実施します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
相談受付件数	60件	68件	70件
出前講座などの普及啓発活動実施回数	45回	67回	65回
認知症地域支援推進員の地域会議等への参加回数	50回	27回	45回

## (3) 若年性認知症施策の推進

65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の方が地域で安心・安全に暮らすことができるように、市民や認知症支援に関わる関係者の理解を深めるとともに、地域において若年性認知症の方やその家族への適切な支援を推進します。

また、若年性認知症は高齢者の認知症と異なり、現役世代で発症し、就労の継続や経済的な事柄などが大きな問題となることから、専門性を有する若年性認知症コーディネーターなど、北海道の関係機関と密接に連携し、ケースが発生した場合に備えていきます。

## (4) 認知症ケアパスの普及

認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた地域で生活続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いか理解するための、認知症ケアパスの内容の定期的な見直しを行うとともに、普及を推進します。

図表 4-5-2 認知症ケアパス

		千歳市の認知症ケアパス				
		① 認知症の疑いがある	② 症状はあっても日常生活は自立している	③ 見守りがあれば日常生活は自立できる	④ 日常生活に手助けや介護が必要	⑤ 常に介護が必要
本人の様子(例)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じものを買ってくる</li> <li>・料理や片づけ、計算などミスが目立つ</li> <li>・重要な約束や予定を忘れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節に合った服が着られない</li> <li>・電話や訪問者の応答が難しくなる</li> <li>・使い慣れた道具の使い方が分からなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの失防が多くなる</li> <li>・家族の顔や名前が分からなくなる</li> <li>・運動機能が低下し、歩いたり、食べたりするのが困難になる</li> </ul>		
<b>相談</b> 本人に合った支援につながります		地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・認知症患者医療センター・ケアマネジャー 認知症の人を支える家族の会 (はまなすの会)				
<b>予防</b> 意欲や生きがいを持って過ごすことができます		老人クラブ・ふれあいサロン・ボランティア活動 認知症カフェ・介護予防事業 (介護予防サロン・介護予防教室)				
<b>見守り</b> 地域で暮らすための見守りをします		緊急通報システム・訪問給食サービス・地域SOSネットワーク・警察 認知症サポーター・自治会				
<b>権利擁護</b> 権利や財産を守ります			日常生活自立支援事業・成年後見制度			
<b>医療</b> 健康維持や症状に合った医療機関へつなげます		かかりつけ医・かかりつけ薬局 病院 (もの忘れ外来)・認知症患者医療センター・認知症初期集中支援チーム 病院 (精神科病床・認知症治療病床)				
<b>介護</b> 暮らし方に合った介護を提供します		サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム 訪問介護・通所介護・通所リハビリ・ショートステイ・福祉用具貸与などの介護サービス 特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症対応型グループホーム				

## 2 認知症の人を支える地域づくりの推進

### (1) 認知症の正しい知識の普及・啓発

認知症地域支援推進員や絆の会、千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）などの関係機関が連携し、認知症をテーマにしたイベントの開催、住民や介護事業者等を対象にした説明会、研修会、出前講座等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

### (2) 認知症の人本人からの発信支援

認知症の人本人の意見や希望を企画・立案に反映し、トークイベントや認知症に関する講演会の開催など、認知症の人が自ら発信する機会の創出に努めます。

### (3) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通して、地域単位での総合的、継続的な支援体制を確立していくことが必要です。このため、キャラバンメイトによる認知症の方や家族を支援する認知症サポーター養成講座を引き続き推進します。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、より高度な知識を身に着けるため、新たに認知症サポーターのフォローアップ研修を実施し、チームオレンジの活動など、認知症の人を支える支援者の養成を行います。

### (4) チームオレンジの構築

認知症の人やその家族を地域で支援するため、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター等による支援チーム「チームオレンジ」を構築します。

第8期計画では、チームオレンジの構築を行い、認知症の人本人による絵本の読み聞かせ会を実施しました。

第9期計画では、チームオレンジの活動を更に発展させるため、認知症サポーターにボランティアとして協力してもらう体制の構築を推進していきます。

### (5) 認知症家族等への支援や居場所づくり

千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）は、月に1回、北ガス文化ホールで例会(つどい)を開催し、介護に関する情報交換や会員同士の交流を図っています。

また、市内にある千正寺より会場提供のご協力をいただき、月に1回、南区地域包括支援センターや民間団体(ラポールエイム)が中心となり、認知症カフェ(共生型)として開催しており、認知症地域支援推進員も運営への参加協力を行っています。

今後も、認知症家族等への支援や居場所づくりを推進していきます。

### (6) 千歳地域 SOS ネットワーク（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

千歳市社会福祉協議会が事務局となり、認知症の方等の徘徊による事故を防止するため、警察署のほか、市内の関係機関や事業所、団体が協力し、日頃から多くの目で見守り、行方不明となっても早期に発見・保護する地域の仕組みをつくり、安心して暮らせるやさしい地域づくりを目指したネットワークです。平成 28 年度からは、認知症地域支援推進員と共同で行方不明高齢者等検索模擬訓練を行っており、早期発見・保護の仕組みづくりのため今後も継続して実施していきます。市は、引き続きネットワークに参画し、支援を行い、メール配信サービスや千歳市 LINE 公式アカウントの活用等により、行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。

また、GPS 機器の ICT を活用した行方不明者の捜索を促進するため、千歳地域 SOS ネットワーク事業「千歳地域捜索ネットワーク」に登録している方等を対象に、令和 4 年度より認知症高齢者等 GPS 機器購入費等助成事業を開始しました。今後も、認知症高齢者等を介護する家族等の負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境の整備を推進していきます。

### (7) 民間企業・大学との連携

コープさっぽろ、セブンイレブン、郵便局、イオン、ヤマト運輸等と高齢者の地域見守り活動に関する協定を締結しています。何らかの異変又は支援を必要としている高齢者を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要な支援につなげます。また、市内の大学や認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員などが連携し、認知症予防を目的としたイベントの開催や MCI（軽度認知障害）を対象とした認知症予防教室の開催などを実施していきます。



## 第6節 安心して暮らせる環境づくりの推進

### 1 生活支援体制の充実

#### (1) 在宅支援サービス

##### ① 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報機器を貸し出しています。千歳市消防指令センターが札幌市に統合されることから、第8期計画期間中に事業の見直しを行い、新しい委託先の受信センターで緊急通報を受信し、受信センターから消防に通報するシステムに順次、変更しています。

受信センターでは、緊急時のみならず、24時間、365日、専門職による相談に対応することができるため、高齢者の不安解消を図ります。

また、必要な方が利用できる仕組みとなるよう携帯端末の導入を目指します。

##### ② 福祉電話の貸与

市民税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などで緊急通報システムの利用などが必要となる世帯に対し、電話機の使用に必要な回線を貸与しています。利用世帯が少ないことから、緊急通報システム事業において携帯端末の導入が可能となった場合は、福祉電話の必要性について検討を行います。

##### ③ 高齢者除雪サービス事業

市が千歳市社会福祉協議会に委託し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、町内会や民生委員等の協力のもと、町内（自治）会の除雪支援者や千歳市シルバー人材センター、千歳市環境整備事業協同組合のほか、協力団体による除雪支援を行います。

##### ④ 千歳市社会福祉協議会の自主事業等

高齢化の進行により、在宅生活を継続する高齢者ニーズの多様化が見込まれます。このことから、高齢者が快適な在宅生活を継続するため、介護保険事業などの公的サービスでは対応が難しい利用者ニーズに即したサービス提供の必要性が高まることが見込まれるため、千歳市社会福祉協議会の独自事業における各種サービスを提供しています。

今後も、高齢化の進行に伴うニーズの多様化に対応できるよう、支援者の増員を図り、安定したサービスの提供を行っていきます。

<千歳市社会福祉協議会が行う自主事業等>

●福祉機器リサイクル貸出事業
在宅の身体障がい者及び要介護認定者以外の方で介護を必要とする高齢者を対象に、車いす、介護ベッドなどの福祉機器の貸出しを行います。
●ホームヘルプサービス
協力会員による家事援助を中心としたサービスを提供します。
●大掃除サービス
65歳以上で日常生活に不便のある高齢者等を対象に、日常できない部分の大掃除を行うサービスを提供します。
●ふとん丸洗いサービス
65歳以上で日常生活に不便のある高齢者を対象に、掛け布団、敷き布団、毛布の3枚1組を洗濯・乾燥するサービスを提供します。
●健康増進サービス
介護者なしでは旅行することが困難な外出の機会が少ない高齢者を対象に、健康づくり、友達づくりを目的として、施設見学、温泉などの日帰り旅行を行います。
●調理教室
高齢男性等を対象に、手軽に作れる調理を体験してもらう調理教室を実施します。
●暮らしのちょっと応援サービス事業
高齢者世帯で既存の公的サービス等の対象とならないゴミ出しや清掃などの日常生活上のちょっとした困りごとを住民相互の助け合いで支える有償サービスを実施します。

## (2) 高齢者福祉施設

環境上の理由や経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の方が入所する施設として、養護老人ホーム（千歳千寿園）があります。養護老人ホーム千歳千寿園（定員50人）は、高齢等により介護を必要とする入所者の増加に対応するため、特定入居者生活介護（定員30人）の指定を受けています。

家族等からの虐待を受けている高齢者を一時保護するための施設としても機能しており、地域包括支援センター等と連携を図りながら、今後も適切な支援を継続します。

また、60歳以上で生活することに不安を抱えている高齢者が生活する施設として、軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）があります。ケアハウス千歳ふくろうの園は、個人の自立を尊重した在宅型の生活環境を目指した施設で、有料老人ホームと比較して低廉な費用で入所することができます。大和地区いきいき保健・福祉プラン（平成14年3月策定）に基づき、平成18年5月から、定員50人で開設してい

ます。

ケアハウス千歳ふくろうの園も、特定入居者生活介護（定員 50 人）の指定を受けており、介護サービスが必要な入所者に対するケアも対応可能でありニーズは高いため、継続してサービス提供に努めます。

## 2 安心して暮らせる住まいの確保

### (1) 高齢者世帯向けの特定目的住宅（市営住宅）

住宅に困窮する低所得者の中でも高齢者世帯の居住の安定化を図るため、住戸を指定し、高齢者に限定して入居者を募集しています。

市営住宅の建て替えに当たっては、高齢者の加齢に伴う身体の衰え等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、これまでに132戸整備しています。

今後も、高齢者世帯等が安心して住み続けられるよう高齢者向けの特定目的住宅の供給を進めます。

### (2) シルバーハウジング

高齢者（公営住宅では60歳以上を高齢者としている）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、段差の解消、緊急通報システム及び手すり等の設置により、高齢者の身体状況や安全面に配慮した構造等となっている公営住宅で、生活援助員を配置し、生活指導・相談、安否の確認等の見守りサービスを提供しています。

道営住宅やまとの杜団地では35戸が整備され、市営住宅北栄C団地では30戸を整備しており、今後も、シルバーハウジングによるサービス提供に努めていきます。

### (3) 有料老人ホーム

高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のいずれかのサービス（複数も可）を行う住宅で、市内に開設されている住宅型有料老人ホームでは、生活援助や緊急時の対応のほか、介護が必要な場合には、外部の介護サービスを利用しながら継続して生活することができます。

今後も事業者の参入動向を注視し、有料老人ホームの情報提供に努めます。

### (4) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できるよう、一定の居室の広さや設備、バリアフリー構造などハード面の条件を備えるとともに安否確認、生活相談サービスの提供などの基準を満たし、国や都道府県に登録された賃貸住宅です。

高齢者の住まいや住み替えに関する情報が適切に提供されるよう、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の周知に努めていきます。

施設の種類	施設数	戸数
住宅型有料老人ホーム	10か所	221戸
サービス付き高齢者向け住宅	7か所	173戸

※令和5年10月1日現在

### (5) 低所得高齢者の住まい支援

市営住宅に入居する世帯の収入月額が生活保護法による基準生活費に達しない場合で、家賃を収めることが困難な世帯から相談があった場合等、生活状況等を把握のうえ、許可制により家賃の減免を行うとともに、70歳以上の高齢者のみで構成される世帯や70歳以上の高齢者と18歳未満の者で構成される世帯に対する減免措置を引き続き行います。

### (6) 福祉用具・住宅改修支援

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して経費の一部を助成します。

## 3 人にやさしいまちづくりの促進

---

### (1) 防災・感染症対策の推進

#### ① 避難行動要支援者避難支援プラン

国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されており、本市においても、東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

避難行動要支援者名簿の情報を民生委員・児童委員や防災関係機関等と共有し、災害時に速やかに情報伝達や安否確認、避難支援を行えるよう、避難行動要支援者への対策を推進します。

#### ② 災害・感染症対策

地域包括支援センターが実施する「防災さんぽ」を通じて、災害時に危険となる箇所や避難経路を確認するなど、災害時に備えた取組を行います。

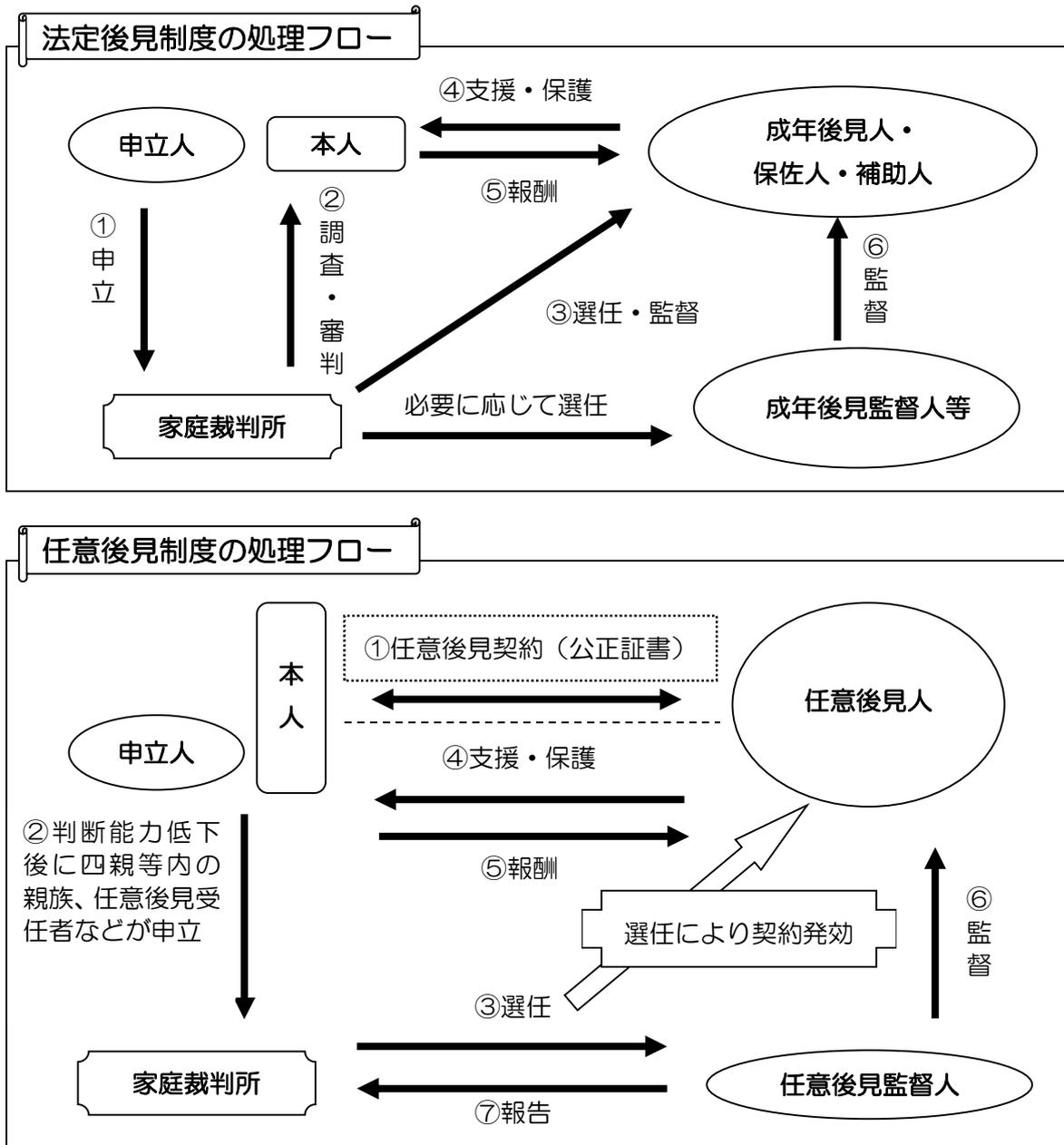
また、近年の地震等による災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」や「業務継続計画」等に基づき、高齢者の安全確保を図ります。

## 4 高齢者の権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な高齢者は、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所の契約、又は遺産分割の協議など、自分ではできない場合があります。このような高齢者を保護・支援するのが成年後見制度です。

図表 4-6-1 後見制度の処理フロー



## ① 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の理解を深めるための講演会等を開催します。また、成年後見支援センターの役割や成年後見制度に関するパンフレットを作成し、広く市民へ周知を図ります。

## ② 市民後見人の育成

認知症の高齢者等、被後見人の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などにより親族の支援が困難な世帯の増加や、専門職後見人の不足が懸念されています。また、地域の状況をよく把握し身近な支援が期待できる後見の新たな担い手として市民後見人の養成が求められていることから、市民後見人養成研修の開催などにより、継続して市民後見人を養成していきます。

## ③ 成年後見制度利用支援事業

## a. 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分で、かつ親族による申し立てができない場合、市長が代わって申立てを行い、申立てに係る費用等を助成します。

## b. 成年後見等報酬助成事業

被後見人の資力が乏しい場合など、条件により成年後見人等の報酬を助成します。

## c. 審判請求費用助成事業

申立人の資力が乏しい場合など、条件により審判請求に係る費用を助成します。

## ④ 成年後見支援センター

成年後見制度の普及啓発や相談支援、市民後見人等の養成等を推進するとともに、日常生活自立支援事業を一体的に実施し、福祉・介護・医療・法律等専門職の連携による支援体制を構築します。

第8期計画では、成年後見制度利用促進のため、申立て費用や後見人等報酬助成の対象を拡大しました。

第9期計画では、市民後見人を継続して養成するとともに、後見人の活動支援を推進します。

## (2) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力に不安のある方が自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や手続の代行、日常の金銭管理など地域生活サービスを提供し、安心して日常生活が維持できるよう日常生活自立支援事業の支援が必要です。

第8期計画では、日常生活自立支援事業の活用を促進するとともに、利用者の判断能力に応じた成年後見制度利用への移行を支援しました。また、サービス提供の担い手である生活支援員等の確保及び養成のため、市民後見人養成講座修了者を対象に生活支援員養成研修会を開催しました。

第9期計画では、引き続き、千歳市成年後見支援センターの運営と一体的に日常生活自立支援事業の活用を促進し、利用者の判断能力に応じた成年後見制度への移行や、担い手育成などを進め、支援を強化します。

## (3) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の通報を受けた際には、市と地域包括支援センターを中心に迅速で適正な対応を行います。また、行政、警察、弁護士会、医師会等で構成する「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、組織間のネットワークによる支援体制を強化するとともに、高齢者の虐待防止に関する普及・啓発を行います。